



国民目線を大切に 期待と信頼に応えます!!

茨城県行政書士会
会長 國井 豊

夏本番到来となりました。会運営も6月1日に開催された総会を経て、目的実現に向けて、積極的な展開を試みております。執行部が足並みを揃え、活動することは第一ですが、会員の皆さんのご理解、ご協力なしには、一歩も前進できません。さらなるご指導、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

総会において特定行政書士制度が議論の対象となりました。一昨年の法改正によって誕生し、わが会でも47名の人材を得ることができました。これは、長年にわたる要望によって実現した、いわば私たちの悲願達成の証といえます。弁護士法第72条は、他国の司法制度にはみられない鉄壁の条文と指摘されることがあります。争いのあるところ、法律事件については、ほんのわずかな例外を除いて、弁護士以外が関わることを、明確に禁止する条項です。特定制度誕生は、限定的とはいえ、堅固な第72条に風穴を開けることに繋がりました。行政書士の歴史を振り返ってみても、きわめて画期的なことであり、その推進を図る必要性については、論を待ちません。

一方で、水をさすわけではありませんが、誰のための法改正であったのか、この原点を忘れてしまったら、特定制度推進はおろか、屋台骨の行政書士制度をも揺るがしかねません。これまで数多く実現した法改正は、すべて国民の利便性向上が目的でした。特定制度も例外なく国民のために誕生し、主役が国民であることは、いうまでもありません。また、不服申立ありきでないことも重要です。行政書士による許認可申請、それに対する行政からの不利益処分があってはじめて、出番が生じる可能性が生まれるのです。主従の関係と

捉えることが、正鵠を射ているかどうかは別としても、不服申立は従、すなわち補完的な役割であり、その行使についても、国民の意思決定が絶対条件です。制度を利用者目線でみるのが、あらためて大切なことを、痛感させられます。

いずれにしても、申請から不服申立、許認可申請の入口から出口まで、ワンストップで関わるができる優位性は、行政書士の地位向上、国民からの制度への期待の高まりを意味します。しかし、大きな可能性を秘めつつも、一気呵成には育ちません。つねに制度の原点をみつめ、一步一步着実に実績を積み重ね、飛躍へと繋げたいと思います。

世のため、人のため活躍できる47名の新たな志士。されど、未だ47名。ちょっと寂しい気もします。仕事や金銭的利益のみに着目することなく、ぜひ、めざしてみませんか。自らのスキルアップはもとより、これまでのルーティンに大きな好影響をあたえてくれるでしょう。

二年任期の後半戦は、様々な点において、最も活動がしやすい環境下となります。行政書士制度の高邁な理想を掲げ、その推進を図ることが、すべての人々に幸せをもたらす近道であるとの強い信念のもと、一年間がんばってまいります。これからも、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

日ごとに暑さ厳しくなります。くれぐれもご自愛の上、ご活躍ください。